

配点

学部学科	出願書類（書類審査）	小論文等	英語	面接口試	合計
仏教学部	50	100		100	250
国文学科	50	100		100	250
英米文学科	50	100（英文和訳）		100	250
地理学科	50	100		100	250
歴史学科	50	100		100	250
社会学科社会学専攻	50	100		100	250
社会学科社会福祉専攻	50	100		150	300
心理学科	100	100		100	300
経済学部	100	100		100	300
法学部	50	100		100	250
経営学部	50	100		100	250
医療健康学部	50	100	100	100	250
GMS 学部	50	100		100	250

出願資格

次の（1）～（4）の条件を全て満たしている者

- （1）日本国以外の国籍を有する者
- （2）外国において学校教育制度による12年の課程を修了した者（2020年3月31日までに修了見込みの場合を含む）、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者【注1】。
- （3）独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を2019年6月、11月、2018年6月、11月のいずれかに受験した者【注2】。

【注1】

- ① いわゆる「飛び級」等により、通常の12年の教育課程を12年に満たずに修了した場合もこれに含める。
- ② 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを修了した者、もしくは修了見込みの者。
- ③ 日本国内の高等学校に編入学し、2020年3月31日卒業見込みの者は、在日年数が1年以内であれば出願資格を認める。
- ④ 12年の教育課程のうち日本の学校での在学期間が含まれる場合、それが中学校・高等学校を通算して3年以内であり、かつ卒業した高校が外国の学校であれば、出願資格を認める。（※日本にある外国人学校及び外国にある日本の学校教育制度に準拠した学校に在籍した場合は、その在籍期間を日本の学校と同様に扱う。）
- ⑤ 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格（ドイツ）取得者、バカロレア資格（フランス）取得者、GCE A資格（イギリス）取得者等。
- ⑥ 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）から教育活動等に係る認定を受けた外国の教育施設に置かれる12年の課程を修了した者、もしくは修了見込みの者。

【注2】

「日本留学試験」の教科・科目については、以下の学科別指定科目を受験した者

学部	学科	科目①	科目②	科目③	備考
仏教学部		日本語	総合科目		
文学部	国文学科	日本語	総合科目		
	英米文学科	日本語	総合科目		
	地理学科	日本語	総合科目または数学		数学のコースは自由
	歴史学科	日本語	総合科目		
	社会学科	日本語	総合科目		
	心理学科	日本語	総合科目		
経済学部	経済学科・商学科・現代応用経済学科	日本語			
法学部	法律学科フレックスA・政治学科	日本語	総合科目	数学	数学のコースは自由
経営学部	経営学科	日本語			
	市場戦略学科	日本語			
医療健康学部	診療放射線技術科学科	日本語	理科（物理・化学）	数学コース2	
GMS 学部	グローバル・メディア学科	日本語	総合科目		

※財団法人 日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験（1級）」は、「日本留学試験」に代わるものとしては認められませんのでご注意ください。

※GMS 学部＝グローバル・メディア・スタディーズ学部

書類提出上の注意

- 卒業証明書、成績証明書等が、日本語、英語以外の言語で書かれている場合は、日本語または英語の訳文を添付してください。（コピー不可）
- 提出書類は原則として原本（オリジナル）を提出してください。

■提出した出願書類は、返却できませんのでご注意ください。

出願書類

- (1) 入学試験志願票（A票）（本学所定用紙）
上半身正面脱帽無背景のカラー写真（縦4cm×横3cm）を貼付。なお、受験時に眼鏡を着用する者は、必ず眼鏡をかけた写真を使用すること
- (2) 入学試験志願票副票（S票）（本学所定用紙）
- (3) 高等学校および最終出身学校の卒業証明書・成績証明書
高等学校長が発行した卒業証明書・成績証明書を各1通提出。各証明書の原本（オリジナル）を提出できないときは、写しに、原本から複製されたものであることを卒業した学校または大使館等公的機関が証明したものを添えて提出すること
※大学・短期大学を卒業しているときは、その卒業・成績証明書も各1通提出すること。ただし、その場合も高等学校の卒業・成績証明書を提出すること。
※文部科学大臣の指定する日本語学校で大学に入学するための準備教育の課程を修了した者は、その修了証明書（修了見込みの者は修了見込証明書）を提出。
※出身国で大学入学資格検定等（その国の大学入学試験または統一試験）を受験した者は、その成績評価通知書（写し可）を提出すること。
※国際バカロレア資格を取得した者は、国際バカロレア資格証書（写し可）と最終試験6科目の成績評価証明書（写し可）を提出すること。
※中華民国（台湾）出身者は窓口で「卒業證書」（原本）を提示すること。「結業証明書」の場合は「資格証明書」も共に提出すること。
※「飛び級」等が適用された者は、学校が発行する証明書を1通提出
(注) 大使館等公的機関での証明には時間を要しますので、前もって早めに手続きをしてください。出願期間内に書類が揃わない場合は、出願を認めません。
- (4) 学歴書（本学所定用紙）
表・裏ともに記入し、入学試験志願票（A票）と同一の写真（縦4cm×横3cm）を貼付。
- (5) 住民票（国内居住出願者のみ）
在留資格および在留期間が記載されているもので、3ヶ月以内に発行されたものを、居住している市・町・村・区役所から取り寄せ1通提出。（手帳ではない）※国内居住者は旅券（パスポート）の写しを提出。
- (6) パスポートの写し（コピー）
氏名・生年月日・国籍が記載されているページを提出
- (7) 「日本留学試験」の受験票または成績証明書の写し（コピー）
必ず実際に受験した受験票を提出すること。未受験の受験票を提出した場合は、本学の試験を受験することはできない
※氏名表記がその他出願書類と同じものを提出すること
- (8) 留学経費支弁計画および経費支弁書（本学指定用紙）
本学に留学する際の諸経費（4年間分）を支弁する方法について記入。（公的機関による証明は不要）
 - ア. すべての諸経費を本人の収入などにより支弁する場合
 - ① 留学経費支弁計画書（本学所定用紙）
 - ② 奨学金受給証明書（該当者のみ）
 - イ. 本国の親族など、本人以外の者が、諸経費を一部でも支弁する場合
 - ① 留学経費支弁計画書（本学所定用紙）
 - ② 経費支弁書（本学所定用紙）※経費支弁者が自筆で記入し、署名・捺印をしたものに限る。
- (9) 受験資格認定書（該当者のみ）
資格審査合格者は送付された原本を提出すること